

新型コロナウイルス対策
支援金や給付金の申請
納税緩和・国保料減免など
民商に相談を

事業復活支援金・新型コロナ拡大防止協力金(時短協力金)・ 県事業継続支援金 会外の業者も誘って民商に申請相談を

新潟県は、3月6日をもってまん延防止等重点措置を解除しました。これにより、飲食店の時短営業要請も解除されましたが、すぐに客足は戻らず、経済の回復には時間を要すると思われれます。

いま利用できる3つの公的支援金の対象等を以下に挙げます。自身に当てはまるものがあれば申請し、事業の継続に役立てましょう。会外の業者も誘って、まずは民商に申請相談をしましょう。

1. 事業復活支援金

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上、または30%以上～50%未満減少した事業者(フリーランスを含む個人事業主、中堅・中小・小規模事業者)。

申請期限 2022年5月31日(火) 事前確認は5月26日(木)まで

2. 長岡市新型コロナウィルス感染症拡大防止協力金(4回目・5回目)

対象 1月21日(金)0時から3月6日(日)24時までの全ての日において、時短営業(休業を含む)要請に全面的に協力した飲食店。

※申請の早期受付(1月21日～2月13日分・4回目)を利用した場合、2月14日～3月6日分・5回目の協力金は改めて申請が必要となります。

提出書類

支給申請書兼誓約書など専用書式の他、個人事業主は2020年(令和2年)または2021年(令和3年)確定申告書第一表(受付印が押印されているもの)の添付が必要です。

青色申告の場合は青色申告決算書の控えの添付が、白色申告の場合は収支内訳書の控えの添付も必要です。

申請期限 2022年4月28日(木)

申請は郵送(当日消印有効)

3. 新潟県事業継続支援金(飲食関連事業者等)「まん延防止等重点措置枠」

対象(抜粋)

・県内の飲食店に対し、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること。
・業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること。

・申請時点において事業を行っており、今後事業を継続する意思があること。 など

※1 直接：飲食店に対して他の事業者を介さず、自社で直接納品して金銭の授受を行っていること。

※2 継続：2021年12月31日以前に同一の飲食店に2回以上納入していること。

支給額

県内で単独店舗または事業所を営業者
事業者 20万円

県内で複数店舗または事業所を営業者
事業者 40万円

支給要件

事業者全体の売上高について、2022年1月から2022年3月までのいずれか1か月において、前年または前々年同月比で20%以上減少していること。

申請期限

2022年5月31日(火) 申請は郵送(当日消印有効)

3月の事業復活支援金等申請相談会(予約制)

長岡民商は、事業復活支援金等公的支援金の申請に関する相談会を左記のように行います。会外の仕事仲間やお知り合いの業者も誘って、ご予約のうえお越しください。

第1回相談会

3月18日(金) 9時30分～15時

第2回相談会

3月22日(火) 9時30分～15時

第3回相談会

3月25日(金) 9時30分～15時

※相談会の前々日までにご連絡ください。